

大泉あさひで通信

発行：社会福祉法人 大泉旭出学園 旭出生産福祉園 〒178 - 0063 東京都練馬区東大泉 7 - 21 - 32
Tel 03 - 3925 - 6166 Fax 03 - 3925 - 6169 HP <http://www.asahide.or.jp/>



社会福祉法人制度改革と「福祉サービス」について

旭出生産福祉園園長

浅井 浩

社会福祉法人制度改革とは

社会福祉法人制度の改革と福祉人材の確保推進を目的に、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が平成29年4月1日に施行（法の一部は公布日と平成28年4月1日に施行）され、社会福祉法人制度改革が進んでいます。この制度改革は、今後の社会福祉法人の経営を考える上で大変重要です。

戦後の社会福祉事業を推進するために、**社会福祉事業法**（現・社会福祉法）という法律を制定し、国及び地方公共団体と民間が一体となつて社会福祉事業に取り組む仕組みとして創設されたのが社会福祉法人制度と措置委託制度（措置制度）です。その仕組みは、本来的には行政の責務である福祉事業（福祉サービス）を行政の措置として非営利の民間組織である社会福祉法人に委託し、その事業運営に必要な経費を「措置費」という名目で公的に助成するものです。また事業の継続性や安定性等の確保という点で特に重要なものを第一種社会福祉事業とし、それ以外を第二種社会福祉事業として、「**第一種社会福祉事業は、国及び地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。**」と定めました。

これにより社会福祉法人は、社会福祉事業を担う公的代行機関として法的に明確に位置づけられ、その事業経営は行政主導の措置委託制度（措置制度）とともに存在してきました。この行政主導の措置制度を利用者本位の仕組みに改めるというのが社会福祉基礎構造改革であったわけで、その具現化がいわゆる「措置」から「契約」による利用制度（支援費制度）への転換です。この制度転換によって、社会福祉法人以外のNPO法人や株式会社などの多様な事業者の福祉事業への参入促進が図られ、一般の市場原理と同じように事業者が競い合うことで、福祉サービスが質的に向上し、量的拡充が期待されることとなりまし

こととなりました。

こうした中で、社会福祉法人制度改革の狙いは、社会福祉法人の事業が行政の措置として運営されるのではなく、社会福祉法人が自主的・自律的に社会に貢献する事業経営を目指すようにするところにあります。

たしかに事業経営においては自主的・自律的であることが大切です。しかし社会福祉法人の行ってきた事業は本来的には行政が責任を負うべき事業であり、その点で一般的な営利目的の事業経営とは異なる特徴があり、ここに行政主導による措置制度の意味があったはずで

「福祉サービス」ということが一般的な用語として定着している今、改めて福祉サービスとは何かを考えてみるべきではないかと思ひます。

社会福祉法が規定する「福祉サービス」の理念

社会福祉法（最新改正：平成28年）の第3条に、福祉サービスの基本理念として、「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならぬ。」とあります。端的にいえば「福祉サービス」とは、「日常生活を営むことができるように支援する」ことで、それは「良質かつ適切なものでなければならぬ」というわけですから、そうだとすれば、日常生活を営むとはどういうことでしょうか。それは要するに、人が、人として生きる（生存する）行為（活動）を意味するといつてよいでしょう。また福祉サービスの「福祉」は「幸福」と同じ「しあわせ（幸せ）」を意味する用語です。

したがって、人の幸福（幸せ）についての考え方や捉え方はいろいろだとしても、おそらく誰にも共通するその基本となるのは、人として「よく生きる（生きられる）」ということであり、人として「よりよく生きたい」「よく生きよう」という願いが、多様な「福祉ニーズ」（要求）となつて、それに対応するのが福祉サービスだということになると思ひます。

福祉サービスも一般の市場原理と同じような競争によ

り、その質的向上や量的拡充が期待されるとすれば、福祉ニーズは需要であり、福祉サービスの提供は、需要に対する供給ということになります。その需要と供給の関係は、一般の市場における需要と供給の関係と全く同じように考えてもよいものではないでしょうか。

一般の市場における考え方でいえば、営利目的の事業者が、需要があるかないか、利益になるからならぬかによって、その事業（商売）をやるか、やらないかは自由です。しかし福祉サービスの場合は、需要が少ないから、あるいは利益にならないからやらなくともよいというものではないはずで、そこに福祉サービスの大切な意味があり、それが社会福祉法人の行う事業の特徴でもあるわけです。こうしたことを考える根拠として大変重要となるのが日本国憲法です。

日本国憲法

（個人の尊重 幸福追求の権利）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（国民の生存権 国の保障義務）

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

社会福祉法人の在り方をめぐり、目下いろいろ問題が提起され、社会福祉法人は、今後、使命としての福祉事業をどのように展開していくかという課題を抱えています。しかしその課題とは、社会福祉法人制度のそもそもの成り立ちやその経緯からすれば、国家的な使命、課題の中で、社会福祉法人として可能なことを、どこまで、どのようにすればよいのかを真摯に考え、工夫し、努力することだと思ひます。

微力ながらよりよい事業展開を目指してまいります。本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

（日本の「教育と福祉」を考へる <http://www.asahi-thiroshi.jp/>）

旭出グループ中堅職員 研修会の委員として

白倉 裕也

平成29年2月3～4日の2日間に渡り、旭出学園（特別支援学校）にて『第22回 旭出グループ中堅職員研修会』が開催されました。『旭出グループ中堅職員研修会』は、次代を担う旭出職員の意識の向上・意欲の高揚を図ることを目的としています。旭出グループは、学校法人旭出学園、社会福祉法人富士旭出学園、社会福祉法人 大泉旭出学園の3法人で成り立ち、グループの事業所がどんなことを行っているかを知る機会にするため、各事業所が順番に会場となり、会場施設となった所の職員たち自らが日頃の職務を通して感じ、考えたことなどを基に研修テーマを設定し行っています。

今年旭出学園（特別支援学校）と旭出生産福祉園が担当施設でした。委員は企画・運営を行うわけですが、話し合いにて一番時間を費やしたのは研修のテーマ決めでした。学校にコミュニケーション手段であるマカトン法が導入され今年で50年となります。話し合いでは、教育の場において積極的にマカトン法を取り入れている反面、卒業後は一体どうであろうという所から始まり、旭出グループ

の各事業所ではどのようなコミュニケーションを行っているのかという話に発展しました。そんな中、相模原のやまゆり園での事件が起き、改めて日頃から携わる方とのコミュニケーションの重要性を再認識し、研修テーマを『児童・生徒・利用者と気持ちを通わすコミュニケーションの工夫について考える』と設定しました。これまでの旭出グループ中堅職員研修会ではグループディスカッションが主流でしたが、今回は各事業所からの実践報告という新しい形です。事前に各事業所から実践報告やコミュニケーションに関する取り組みについて資料をまとめ頂き、当日事業所ごとに発表して頂く流れをとりました。コミュニケーションは個々の価値観によって簡単に一つの答えが出しにくいこと、限られた時間の中でディスカッションを繰り返すより、今回のテーマは質疑応答に時間を割いたほうが実りある研修になるのではないかという考えが委員としてありました。

今回の研修では2日間に渡り各事業所から全部で7つの実践報告をして頂きました。個人ケースを挙げての支援方法、実践している工夫、過去の成功例や失敗例、コミュニケーションツールなど『コミュニケーション』という幅広いテーマであった分、たくさんの方の具体的な実践例を伺う事ができました。また、質疑応答

を通して事業所・個人として抱える問題や同じ中堅職員として教育・支援に対する姿勢を伺うことができてとても良い刺激になりました。

研修2日目に旭出学園（特別支援学校）研究所職員であった松田祥子氏を招き『三木先生からの宿題とコミュニケーション・マカトン法』という演題で記念講演をして頂きました。マカトンを導入した経緯や今後の課題・可能性、三木先生の思いなど普段聞くことのできない貴重な講演をして頂き大変勉強になりました。

今回の研修を通して皆さんのコミュニケーションツールや実践例を学ぶとともに、日頃から相手を知ろうとする姿勢（目に見えない部分）が大いに重要なことだと実感しました。旭出グループ職員の教育・福祉に対する前向きな姿勢と事業所や個人が抱える問題が共有できとても有意義な研修であったと思います。今回、研修委員に携わらせて頂き、企画・運営を行うことは容易なことではありませんでした。研修を終えた今、中堅職員で協力し合って築けた研修会は私にとって収穫あるものでした。企画から運営まで中堅職員が行うことに意義があることを改めて実感した次第です。研修に携わったみなさまに感謝致します。

ランチ



ピエロ
パントマイム



おたのしみ会



バルーンアート





祝☆還暦



お祝いのセーターを着てニコっ



鈴木 泰子さん

いつまでも若くハツラツと



尾方 宏隆さん

新職員紹介



4月から紙工科で生活支援員としてお仕事をさせていたただくことになりました高岡みずきです。

私は昨年まで初等教育と幼児教育を専攻しておりました。また介護等実習を通して作業所でのお仕事や特別支援学級についても学ばせていただきましたが、短い期間であった為、経験も少なくまだまだ施設職員というお仕事については勉強していかなければなりません、不安もあります。

しかし人と関わる仕事に就きたいと昔から思っていた私にとってこのお仕事はとてもやりがいを感じられるお仕事だと今感じています。今は毎日が勉強です。まずはより多くの利用者の方、そして職員の方に少しでも覚えていただけるよう仕事に従事しその中で利用者の方々が安心して生活していただけるような支援、信頼関係を築いていきたいと思っています。

高岡 みずき



去年の10月から事務所に勤務している本橋琢也です。

前職は技術職だったので事務も福祉施設も初めての経験でまだまだわからない事もたくさんありますが毎日学ぶ事しかなく充実しています。

最近は毎日声をかけてくれる利用者さんもいて心強く、これからも毎日コミュニケーションは大事にしていきたいと思っています。

まだまだ不慣れな点がありますが精一杯頑張りますのでよろしくお願いします。本橋 琢也



4月から福祉園で支援員として勤務することになりました。3月までは旭出学園（特別支援学校）で働いていました。学校卒業後、みなさんがどのようなお仕事をしたいのかを勉強させていたただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

永濱 舞

調理

作業活動を頑張る方、レクリエーションで楽しむ方等様々な方が福祉園で過ごされています。その中でも食事を楽しみにされている方も多いのではないのでしょうか？近頃は月一回のお楽しみメニューや一昨年度から始まったクリスマス会（昼食）等、利用者の方を楽しませる工夫に力を入れている調理の活動を紹介しま



3月お楽しみメニュー



クリスマス会



みなさんの好きな食べ物はなんですか？いつも定番のメニューは、馴染みのある、ホッとするものだと思います。そんな食事はもちろんおいしいですが、たまにはいつもと少し違った、『トクベツ感』のあるものを。私たち調理職員は、こんな気持ちでお楽しみメニューを作っています。

お楽しみメニューは、皆さんに喜んでいただけるように、その時の担当者がコンセプトを持って一生懸命考えたメニューです。当日は調理職員全員で朝から大忙しですが、実際にカタチになり、皆さんに喜んで驚いたりしていただけると、疲れもどこかに吹っ飛んでしまいます。

また、行事やお祝いごとに合わせた、季節感や華やかさのあるメニューも提供しています。中でもクリスマス会は、全ての利用者さんや職員が食堂に集まり、一斉に「いただきます！」ができる、年に一度の機会になりました。

「外食も楽しいけれど、旭出のご飯はやっぱおいしいなあ」そんな風に思っていただけのように、これからもみんなが試行錯誤し、頑張っていきたいと思っています。

「こんなものが食べたいな」というリクエストなどがありましたら、ぜひぜひ気軽に調理職員に教えてください！

また入所の方へは、お一人お一人への個人対応で食事についての計画を立てる、『栄養ケアマネジメント』という取り組みも行っています。どのくらいの量の食事を、どのような形状で召し上がっていただくかなど、その方の好みや希望なども取り入れて決定し、みなさんが健康を保つための、より良いお手伝いができます。と思っています。

(調理一同)



4月お祝いメニュー

11月勤労感謝祭
お祝いメニュー

勤労感謝祭

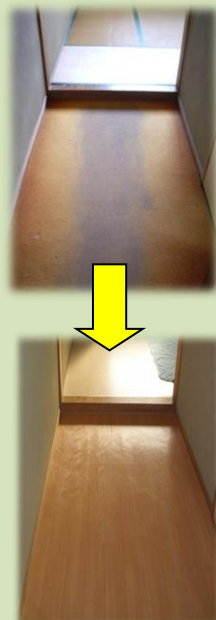
平成28年11月23日(水・祝)に勤労感謝祭が開催されました。

勤労賞、今回は3名の方が選ばれました。皆さん受賞を心待ちにしていた方ばかりで、緊張も感じられましたが、立派に表彰状を受け取られていました。勤労賞おめでとうございます。



改修工事

多目的棟のワークショップで使っている男子更衣室の床と本館1階の男子トイレの壁のタイルの貼り替え工事を行いました。ワークショップは以前に部屋の仕切りのアクリル板の交換もしており、年数の経ってきた建物ですが、内部を少しずつ改修しながら、過ごしやすくしていきます。



防犯講習



石神井警察に依頼し、1月と3月に職員を対象に不審者対応の防犯講習を行いました。講師が不審者の役になり、入所棟に入ってくる所から始まりました。不審な人が入って来た時点で、警察に連絡し、共有の合言葉で他の職員に知らせ、応援に来てもらったり、安全に備えたりに対応をします。対峙している職員は、警察が平均6分30秒で到着するので、その間相手を刺激しない様に冷静に対処しながら、外に出すか個室に閉じ込める対応が良いとの事でした。

② 応援職員は椅子で応戦



③ 不審者を隅に追いやる



今回はさすまたを使った実戦で、出るなら2人対応で前と後ろから上半身と下半身を攻撃する(写真①)と良いとの事でした。しかし、実際さすまたは重くて女性が扱うには難しく感じました。さすまたの代わりになる物として、椅子でも良いそうです(写真②)。最終的には写真③の様に不審者を囲むように隅に追いやり警察が来るまで待ちます。昨今、福祉施設に不審者が入ってくるニュースを耳にします。実際には無い事を願いますが、常に意識しながら毎日の生活を安心して過ごせるように、安全対策は大切だと思います。

不審者

職員

職員

① さすまたで攻撃・防衛

『みなさまからのご支援ご協力に厚く御礼申し上げます』

広報に記載されておりました、
寄付を頂いた方のお名前の一覧は、
ホームページに掲載するにあたり
伏せさせて頂きました。
ご了承ください。

後援会ご寄付ご芳名一覧（順不同）
平成二十八年十月～平成二十九年三月末まで

大泉旭出学園の事業につきましてはご高配を賜り感謝、お礼申し上げます。
特色ある独自性を発揮した事業展開とその充実を図っていくためには経営基盤を固めていく必要があります。さらに多くの方々に後援会の会員になっていただきたく、
会員の方々にはお知り合いなどにご紹介いただけたら幸いに存じます。
より一層のご支援をよろしくお願い申し上げます。



よてい

「青葉のつどい」……5月20日（土）
「夏の休業」…8月14日（月）15日（火）16日（水）
「フリーマーケット」…10月14日（土）
「勤労感謝祭」……11月23日（木）

編集後記

3月20日春分の日が
すぎ、今は花と若葉で、散歩の楽しい季節です。
でも、今年の「立夏」はもうすぐそこ5月5日です。
「夏至」は6月21日。…季節は急ぎ足ですね。